

あったら嬉しい！笑顔になれる安心感。

産後ケア

「授乳はこれで大丈夫かな？」
「疲れた」「ころや身体が不調」
「寝不足が辛い」
「なんだか不安」
病院に行くほどではなくても疑問や不安はいろいろ。
そんなあなたに専門職が寄り添います。

自分に合わせて**3種類**から選べます。

①居宅訪問型 (自宅等)

助産師がご自宅でお母さんの心身の不調や育児方法、乳房のケアなど、様々なご相談をお聞きします。

②通所型 (日帰り)

町村が委託した助産院等に通い、安心してできる環境で身体を休めたり、①居宅訪問型と同じように専門職がご相談に応じます。

③短期入所型 (宿泊)

町村が委託した医療機関等に泊まり、産後の回復のサポートを受けられます。①や②と同様に専門職が様々なご相談に応じます。

※利用方法については、裏面をご参照ください。

また、利用施設については、あさぎり町産後ケア事業施設一覧（別紙）をご確認ください。

【連絡先】 あさぎり町役場 健康推進課 (☎ 45-7216)

回数・料金

	①居宅訪問型 (自宅)	②通所型 (日帰り)	③短期入所型 (宿泊)
利用時間	2時間以内/回	(1)2時間以内/回 (2)2～5時間以内/回	1泊2日/回 (1回24時間以内)
利用可能 回数	①訪問型と②通所型合わせて 17回まで ※令和8年度から		5回以内まで
料金	料金については、各年度・各施設で異なる場合があります。予約時に確認して下さい。 ※なお、通所型、短期入所型については食事代は別途必要になります。		

利用する方法



1. 母子手帳発行時、または転入時に「あさぎり町産後ケア利用券」を受け取る。

令和7年度までは利用を希望される方は利用申請書の提出が必要でしたが、令和8年度より母子手帳発行時全員に申請なしで利用券を発行します。

※利用券と母子手帳は産後ケアを利用する当日に必要です。母子手帳と一緒に保管しておきましょう。

2. 利用したい施設へ予約する。

利用したい施設等へ直接予約し、利用日や準備物等を確認してください。

※予約方法は施設によって異なるためご注意ください。

3. 料金を支払う

利用の当日、施設の担当者へお支払いください。利用料金は種類や施設ごとで異なりサービスの内容に応じ、追加で自己負担金が発生する場合があります。予約時に確認をしてください。

注意事項

【住民税非課税世帯・生活保護世帯の方】

利用料金の助成があります。利用者負担の免除を希望される場合は、利用施設の方へ住民税非課税世帯、生活保護世帯であることを示す書類の提示が必要になります。提示せずに、産後ケア事業を利用した場合は、利用料金の支払いが必要になります。該当される場合は必ず毎回提示をお願いします。（詳細については、「**減免のご案内**」をご参照下さい。）

【転出される方】

利用券は、あさぎり町に住民票のある方のみご利用ができます。転出された場合は利用券は使用できません。転出先でも産後ケアを希望される場合は、転出先の自治体へご相談ください。